

新型コロナウイルス感染拡大予防氷川児童センター運営管理基準

1 趣旨

氷川児童センターの施設利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定める。

2 対象施設

氷川児童センター

3 利用時の条件

(1) 受付簿の作成及び保管

各部屋または事業毎に受付簿を作成し、利用者情報を把握するとともに、事業終了後、一定期間保管する。

(2) 来館者の制限

来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1度超過）や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館を控えること。

(3) マスクの着用

館内でのマスクの着用について、令和5年3月13日以降は個人の判断に委ねるものとする。ただし、児童生徒については、各学校における指導に準ずる。

(4) 手洗い等の実施

手洗いや手指の消毒を徹底すること。

(5) 室内換気の実施

換気扇を稼働させるとともに、ドアや窓を開けて利用すること。

(6) 対人距離

利用者同士がくっつき過ぎないように声掛けを行う。

(7) 飲食時の注意

飲食を行う際は、座席が向かい合わせにならないよう工夫して配置し、飛沫感染が懸念されるような大声での会話は控える等の感染予防策を徹底すること。

(8) 活動終了時の清掃等の実施

活動が終わったら、清掃、消毒等の実施を徹底すること。

(9) 速やかな入退館の実施

利用時間に合わせて来館し、利用後は速やかに退館すること。

4 スタッフ等の対策について

「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を基に、体調管理、衛生管理（手洗い・消毒）、マスク着用等を適切に行う。

5 期間

期間は、令和5年3月9日から3月31日までとする。

6 経過措置

期間満了以降、当基準は廃止する。

ただし、当面の間「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に準じ、必要な対策を講じることができることとする。

以 上